

水循環域における水管理法制のあり方等に関する研究

Study on preferred water management regulatory scheme in water cycle region

主席研究員 野仲 典理

研究参与 竹村公太郎

総務・財務グループ グループ長 原沢 保夫

水循環・まちづくりグループ グループ長 柏木 才助

1. はじめに

流域の水循環に関しては、表流水（河川水）、地下水といった個別の検討はされてきたが、両者一体の水循環系としての把握が十分なされているとは言い難い。今後、合理的な水活用を考えると、水循環系全体を捉えた施策が必要な状況である。本稿では、研究の背景となっている水循環域を取り巻く状況、及び、平成24年度より取り組んでいる水管理法制のあり方に関する研究会について概要を報告する。

2. 水循環域を取り巻く状況

2-1 国の法律の状況

水循環及び地下水に関する行政組織は多岐にわたっており、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省など様々な省庁が関係し、それぞれに関係法令等を所管している（表-1）。

表-1 水循環及び地下水に関する関係省庁

	関係事務	関係法令等
厚生労働省	水道	水道法
農林水産省 (林野庁)	水源涵養	森林法
農林水産省	農業水利等	土地改良法
経済産業省	工業用水	工業用水法 工業用水事業法
環境省	公害防止	環境基本法 工業用水法 ビル用水法
国土交通省 (水管理・国土保全局)	河川 下水道	河川法 下水道法
国土交通省 (水資源部)	水の需給	地盤沈下防止等 対策要綱

国土交通省水資源部資料を参考に作成

このような状況の中、世界的な水不足の懸念を踏まえた水循環行政の重要性や、最近の外資によると言われる水源地買収などの水循環に係る諸問題に対応するため、水循環行政の統合的な推進を目的に学識者、市民、超党派議員、行政等により検討が十数年来にわたり進められ、平成26年3月26日に下記の枠組みを定めた水循環基本法が成立した。

[水循環基本法の枠組み]

- ・水を「国民共有の貴重な財産」と位置づける
- ・内閣に水循環政策本部（本部長：首相）を設置
- ・政府は水循環基本計画を策定（5年ごとに見直し）
- ・政府と自治体は施策を実施
- ・政府、自治体、事業者、国民は連携・協力
- ・8月1日を水の日とし、国民の理解と関心を深める
- ・水循環の研究開発の推進、研究者の養成

2-2 自治体の条例の状況

都道府県及び市町村における水循環及び地下水に関する条例について、ネット上に公表されている情報を基に整理を行った（図-1）。

公表条例数は平成26年2月現在、都道府県62条例（38都道府県）、市町村594条例（502市町村）、計656条例であった。

環境基本法の施行（平成5年）により統合・廃止された公害対策基本法に関連して「地盤沈下」について定性的に規定している条例が、都道府県22条例、市町村146条例、計168条例であった。

環境基本法に関連して「水環境・水循環」について定性的に規定している条例が、都道府県19条例、市町村162条例、計181条例であった。

地下水涵養、揚水緒元の届出、取水量報告など「地下水・湧水保全」について定量的に規定している条例が、都道府県35条例、市町村340条例、計375条例であった。

森林等水源涵養、水源保護地域の指定、水質保全、

土地売買等契約届出など「水資源・水源確保」について定量的に規定している条例が、都道府県13条例、市町村156条例、計169条例であった。

この集計結果から、前述の水循環基本法が成立する以前から、地下水や水源林保全の諸問題を抱えている自治体は、個別に条例を策定し、様々な施策に取り組んでいることが伺える。水循環基本法では水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけており、この視点を踏まえた「水循環基本計画」が速やかに策定され、具体的な施策の展開へ進められると考えられることから、自治体の条例も更なる改正等が必要になるであろう。

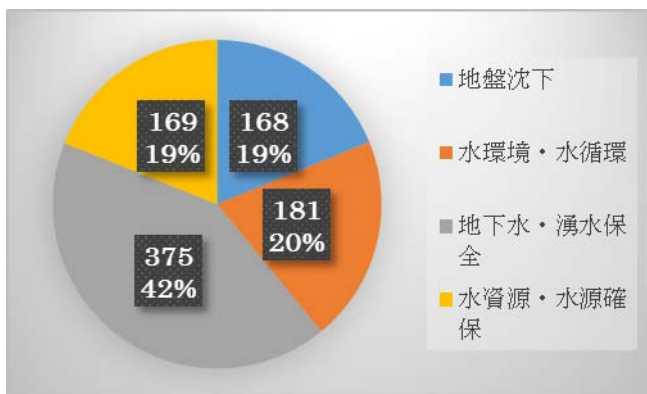


図-1 自治体における水循環及び地下水に関する条例分類の割合

3. 水管理法制のあり方に関する研究会

昨年度（平成24年度）に設置した「水循環域における水管理法制のあり方に関する研究会」の第2回研究会を平成25年6月26日にリバーフロント研究所会議室において開催した。

[研究会メンバー]

七戸克彦 九州大学大学院法学研究院 教授
周藤利一 国土交通政策研究所 所長

研究会にはリバーフロント研究所職員に加えて、国土交通本省からもオブザーバーとして出席をいただき、地下水についての現行の仕組みについて自由な議論を行い、

- ・地下水の位置づけは？
 - ・地下水は無主物か、共有物か？
 - ・地下水の大量取水に対する占用料等のあり方は？
(現状では、地下水取水により事業を展開している企業は基金という形で地域に還元している例がある)
- など、地下水の位置づけが鍵であり、今後さらに議論を重ねる必要があることが認識された。

4. おわりに

水循環基本法が成立し、これから具体的な水循環施策が検討されることになる。検討にあたっては、まず地下水と表流水の現状を把握することが重要であり、行政担当者をはじめ事業者、国民にわかりやすく説明するために、当研究所で研究を進めている地下水と表流水を一体的に解析し可視化できる水循環シミュレーション技術(図-2, 3)を活かしていきたいと考えている。今後とも、水管理法制のあり方に関する法制のあり方、政策提案及び技術開発の研究を鋭意進めて行きたい。

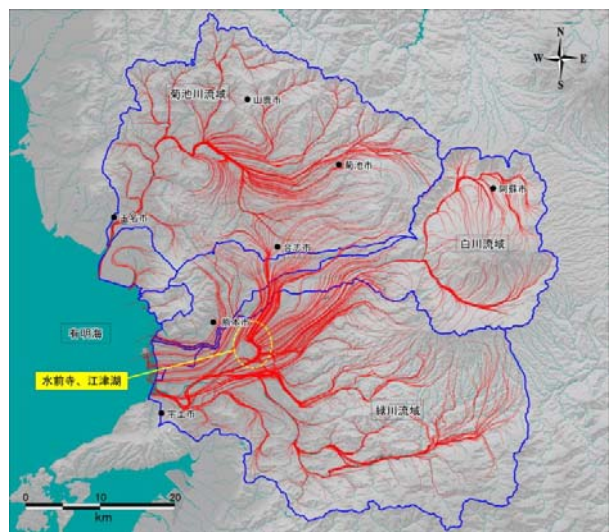


図-2 熊本地域における水循環解析の事例(現状)
(赤色の地下水は、青色の表流水の流域界を越えて、流動している)

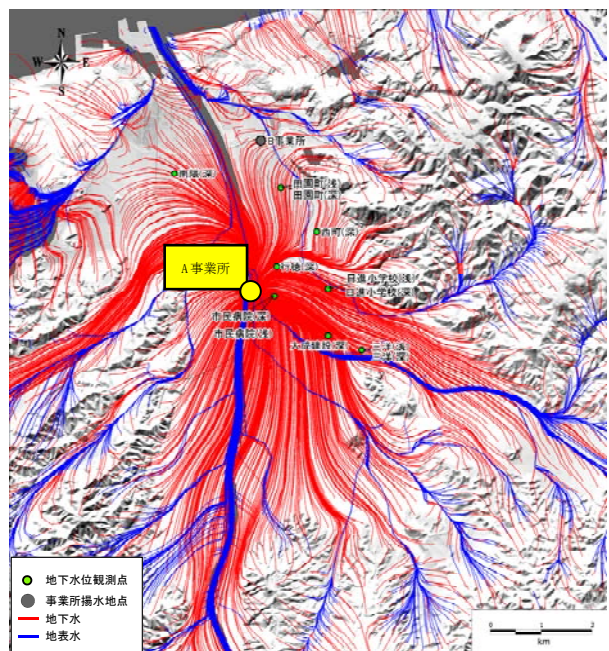


図-3 千代川流域における水循環解析の事例(現状)
(A事業所の地下水揚水により、遠方の地下水を引き寄せている)